

御教学使 第 8－3 号
御嵩町校務系サーバ機器賃貸借業務 仕様書

- 1 件 名 御教学使 第 8－3 号
御嵩町校務系サーバ機器賃貸借業務
- 2 賃貸借物件 校務系サーバ機器 一式
- 3 設 置 場 所 御嵩町教育委員会及び町内小中学校
- 4 賃貸借期間 令和 9 年 2 月 20 日から令和 14 年 2 月 19 日
(地方自治法第 234 条の 3、地方自治法施行令第 167 条の 17 及び御嵩町長期継続契約とする契約を定める条例に規定する長期継続契約とする。)
- 5 支 払 条 件 毎月末締めで請求書を発行し、翌月払い（但し、請求書受領後 30 日以内とする。)
- 6 入 札 額 賃貸借料（月額）で消費税を含まない額とする。
- 7 納 入 業 者 中部事務機株式会社 東濃支店
(電話 0574-62-8490 担当者 石塚 祐介)
- 8 そ の 他 リース期間満了後、物件は御嵩町へ譲渡しないこととする。
リース物件の返還費用（設置場所から賃貸人指定場所への運搬費等）は賃貸人負担とする。また、翌年度以降において所要の予算の当該金額について減額又は削減があった場合には、発注者は当該契約を解除することができる。